

## 船舶事故調査報告書

平成25年3月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成24年8月15日 19時00分ごろ
発生場所	千葉県浦安市高洲の護岸 千葉県市川市所在の千葉港葛南市川灯台から真方位199° 2.5海里付近 （概位 北緯35° 37.7′ 東経139° 55.1′）
事故調査の経過	平成24年10月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	交通船 第十八ぷろばん丸、5トン未満（LPG船搭載船） 281-36283愛媛、宮崎海運株式会社 5.70m (Lr) × 1.80m × 0.68m、FRP ディーゼル機関、4.40kW、平成10年8月
乗組員等に関する情報	操縦者（LPG船船長） 男性 56歳 操縦免許 なし 同乗者A（LPG船機関長） 男性 60歳
死傷者等	なし
損傷	船底部に破口等（廃船）
事故の経過	<p>本船は、LPG船（以下「母船」という。）の搭載船であり、母船の船長である操縦者及び機関長（以下「同乗者A」という。）ほか2人が乗り、操縦者の操船により、平成24年8月15日18時00分ごろ、浦安市港南方沖に錨泊中の母船に向け、浦安市鉄鋼通り2丁目の岸壁を出発した。</p> <p>本船は、約2～3ノットの速力で南東進し、18時30分ごろ母船までの距離が約200mとなったとき、突然、機関が停止した。</p> <p>同乗者Aは、直ちに機関室を点検したところ、燃料油タンクがほぼ空の状態であった。</p> <p>本船は、南南西の風により北北東方の護岸（以下「本件護岸」という。）に向けて流され始めたので、船内にあった木の板で漕いだものの、19時00分ごろ、本件護岸の外側にある消波ブロックに衝突し、乗り揚げた。</p>

	<p>本船は、その場所で固縛され、翌日に引き揚げたところ、船底部等の損傷が著しく、平成24年9月3日解撤処分された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>操縦者は、本事故当日の天気予報を事前に確認しておらず、本事故後、海上保安部から走錨注意情報が発表されていたことを知った。</p> <p>同乗者Aは、本船を母船から下ろす前、冷却水ポンプのインペラの交換作業（以下「本件作業」という。）を行った。その際、本件作業の障害になることから、燃料油タンクから機関に至るゴム製燃料ホース（以下「本件ホース」という。）を取り付けた状態で同タンクを機関室から引き出した。同乗者Aは、本件作業終了後、本件ホース接続部の点検をせず、容量20ℓの燃料油タンクに約8割程度まで補給を行った。</p> <p>本船は、操縦者が小型船舶の操縦免許証を有していなかったが、同乗していた母船の一等航海士が一級小型船舶操縦免許証を有していた。</p> <p>本船は、浦安市鉄鋼通り2丁目の岸壁を出発する前、機関室の点検を行っていなかった。</p> <p>本船は、錨及び予備の燃料油がなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり あり</p> <p>本船は、浦安市港南方沖を航行中、燃料油タンクの燃料がなくなったことから、機関が停止して航行不能となり、風浪に圧流され、消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p> <p>本船は、冷却水ポンプのインペラの交換作業の際、燃料油タンクを移動したことにより、本件ホースの継手部に張力がかかって本件ホースが抜けかかり、継手部から燃料が漏えいした可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、浦安市港南方沖を航行中、燃料油タンクの燃料がなくなったため、機関が停止して航行不能となり、風浪に圧流され、消波ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油タンクを移動した場合は、燃料ホースの継手部の接続状態を点検すること。</li> </ul>